

令和1年8月吉日

ご入居者様 各位

東京アセットテラス株式会社

### 消費税率引き上げに伴う賃料支払額の変更について

時下ますますご清祥のことお喜び申し上げます。消費税率引き上げに伴う賃料の支払い金額の変更について下記のとおりご案内いたしますのでご理解を賜ります様よろしくお願い申し上げます。ご承知の通り「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正するなどの法律」が公布され、消費税率につき令和1年10月1日に10%と税率が引き上げられることが予定されてございます。

予定通り消費税増税が行われた場合、令和1年10月分(令和1年9月末支払分)より下記の通り、賃料支払額が変更となりますことお知らせ申し上げます。

賃料を銀行振込にて東京アセットテラスにご入金いただいているご契約者様におかれましては、令和1年10月分(9月末ご入金分)の賃料より下記の金額に修正してご入金いただけますようお願い申し上げます。

賃料を当社の自動振替・保証会社収納にてお支払いのご契約者様におかれましては、お手続きは必要ございません。10月分より自動的に下記金額への変更がなされます。

変更対象:

店舗賃料・事務所賃料・駐車場賃料・水道料・各種手数料等

※契約者ご自身で各金融機関にて定額自動振替等にてお支払いしている場合はご自身での金額の変更手続きが必要となりますのでご注意ください。

本件につき、ご質問等ございましたら下記連絡先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 東京アセットテラス株式会社 管理部 電話番号:03-6638-8781